

保育施設別指数一覧（令和8年4月入所の利用調整分（一次））

別表は、令和8年4月入所分の認可保育所等の利用調整結果について、各園の内定者のうち最も低位の指数を示した一覧です。指数が同一の世帯が複数ある場合は、「同一指数の場合の優先順位」により内定者を決定しました。

◆表の説明

- ・「\」はクラスがない/募集がない
- ・「空欄」は欠員がない、募集はあるが内定者がいない、または希望者全員が内定している
- ※連携・優先入所で内定している場合も欠員がないとみなします。
- ・「*」は募集はあるが兄弟条件により内定が出せない
- ・「40⑤」の「40」（数字）は指数、「⑤」（○囲み数字）は「同一指数の場合の優先順位」の項目の番号

※表は、障害児指定園の障害児枠を除きます。

【保育の利用を決定しなかった理由について】

表で指数(数字)が入っているクラスを希望した場合は、内定した児童に比べ指数又は同一指数の場合の優先順位が低いため、保育の利用を決定できませんでした。(規則第4条第6項第2号)

例：指数4.2点の1歳の児童が、A保育園とB保育園を希望している場合

A保育園の1歳の欄に「4.3」と記載されている

→内定した児童に比べ指数が低いため

B保育園の1歳の欄に「4.2⑦」と記載されている

→内定した児童に比べ同一指数の場合の優先順位が低いため

※表で指数(数字)の後ろに○囲みの数字が入っているクラスは、最後に内定した児童が「同一の指数の場合の優先順位」の当該番号の項目で優先されたことを示しています。

※表で「*」となっているクラスについて、以下の児童を記載しています。

兄弟姉妹の同時申込で、申込時に「同時同園を希望」、「同時別園【希望順位優先】を希望」又は「同時別園【同園優先】を希望」にチェックした場合において、希望する全ての児童又は一方の児童に内定が出なかったことにより、内定が出なかった児童(例えば、兄弟同時申込で、「同時同園を希望」、「同時別園【希望順位優先】を希望」又は「同時別園【同園優先】を希望」にチェックした場合において、兄のみしか内定が出ない場合は、兄弟いずれも内定が出ないこととなります)。

杉並区児童福祉法第24条第3講の規定による保育所等の利用調整等に関する規則（抜粋）

(利用調整等)

第4条 区長は、前条の規定による申込み（以下「利用の申込み」という。）をした児童の保護者（子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定（以下「支給認定」という。）を受けた者（同法第19条第1項第1号に掲げる区分に係る支給認定を受けた者を除く。）に限る。）について、利用調整を行うものとする。

2 利用調整は、保育所等ごとに行うものとし、当該保育所等での保育を希望する児童の数が当該保育所等の定員を超える場合は、別表第1に規定する指数が高い児童から順に、保育の利用（当該保育所等が子ども・子育て支援法第42条第1項又は第54条第1項の規定による利用についてのある（以下「保育の利用のある」という。）を行う保育所等である場合は、保育の利用のある。第7項を除き、以下同じ。）を決定するものとする。

3 前項の指数が等しい児童が2人以上いる場合は、別表第2に規定する順位により保育の利用を決定するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、障害児に係る利用調整については、別に定めるところによる。

5 区長は、保育の利用を決定した児童の保護者に対して、保育所等利用調整結果（利用可）通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

6 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の利用を決定しないものとし、当該児童の保護者に対して、保育所等利用調整結果通知書（第3号様式）により通知しなければならない。

(1) 希望する保育所等の定員に欠員がないとき。

(2) 申込み児童（申込みに係る児童をいう。以下同じ。）より指数が高い児童（別表第2に規定する順位により指数が等しい場合に保育の利用が優先される児童を含む。）について保育の利用を決定したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

7 区長は、法第24条第3項の規定により児童の保育の利用の要請を行う認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対して、保育利用要請書（第4号様式）を交付しなければならない。

※別表第1（利用調整基準表（基準指数・調整指数））と別表第2（同一の指数の場合の優先順位）は、「令和8年度 保育施設利用のご案内」の22～25ページに記載しておりますので、そちらをご確認いただけますようお願いいたします。

